



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第28回

『90分で振り返る! 2019年の中国法務～重要な立法と改正～』

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 松本 亮
弁護士 吉村 彰浩

2019年は中国において重要な立法や改正が相次ぎました。例えば2020年1月1日から施行が予定されている「外商投資法」は、中国に進出している日系企業にとって非常に重要な法律です。外資企業は、これまで外資三法(「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」及び「中外合作経営企業法」)によって規律されていましたが、外商投資法の施行に伴い、外資三法は廃止され、会社法によって規律されることになります。また日系企業にとって重要な技術輸出管理条例、医薬品管理法、不正競争防止法及び商標法等の改正も行われました。本セミナーにおいては、大江橋法律事務所の上海事務所首席代表を務めている松本と、大阪事務所において中国法務に携わっている吉村が、2019年の中国における重要な立法と改正について、これらに伴って必要となる実務上の対応にも触れながらご説明させていただく予定です。

日時：2020年1月17日(金) 16:30～18:00
会場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>
定員：40名
参加費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/200117s.html>
※申込フォームにパスワードが描かれていますので、パスワード0117を入力後、お申込み入力をお願いいたします。
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。



プログラム
16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
*開催場所の都合により懇親会はございません。

※今回の勉強会は、企業の法務部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 松本 亮(まつもと りょう)

2002年京都大学卒業、大阪市役所勤務を経て、2005年弁護士登録。2011年北京大学法学院修了。2016年上海事務所首席代表就任。主な取扱分野は海外投資、国際取引、M&A、事業再生・倒産、企業法務、一般民事、中国(香港、台湾を含む)関連法務、アジア新興国法務。主なセミナー・講演として、「90分で要点を解説する中外合弁契約と技術ライセンスの留意点～外商投資法制定を踏まえて～」(2019年7月)、「中国サイバーセキュリティ法の最新実務対策～法的論点の整理と、日系進出企業の課題解決を中心に～」(2019年1月)、「中国での与信管理～信用調査・分析から債権保全・回収まで～」(2018年10月)など。

弁護士 吉村 彰浩(よしむら あきひろ)

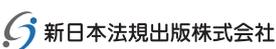
1995年京都大学法学部卒業。1995年～2006年住友商事株式会社勤務。2009年立命館大学法科大学院卒業。2010年弁護士登録。主な取扱分野はコーポレート・M&A、国内・国際紛争解決、中国法務、企業不祥事対応、労務アドバイスなど。総合商社勤務時代の事業投資経験も活かしつつ、企業法務全般、紛争解決を幅広く取り扱う。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1358_201912_FD